

# 相生市議会だより

第 123 号

平成 28 年 11 月 10 日

発行：相生市議会〈相生市旭一丁目1番3号 ☎ 23-7122〉

編集：議会報編集委員会



高年クラブ 野瀬松寿会訪問（八幡保育所）

## 九月議会から

九月定例会は九月六日から九月十五日までの十日間にわたって開催されました。

今期定例会では、報告一件、条例制定一件、補正予算二件、事件案件五件、人事案件一件を審議し、すべての案件は、可決、了承等されました。その主なものは七〇八ページにまとめました。

また、平成二十七年各会計決算の認定については、決算審査特別委員会が設置され、その審査結果は十二月議会において報告されることになっています。

一般質問は、六人の議員が行い、市当局の現状方針等考え方をただしました。その概要については、二〇五ページにまとめました。



(九月議会)  
一般質問

中学校の部活動とそれに係る諸現状と今後の対応について

くすだ みちお  
楠田 道雄

**問** 朝日新聞の中学校の部活動のアンケートで、改善してほしいもの一位は活動時間、二位は指導者となっている。この点に関して現状を伺います。

**答** 生徒のスポーツ障害の予防やバランスのとれた生活の確保の観点から、平日の部活動については週一回以上、部活を行わない日を設けるようにしています。平成二十七年年度の部活動調査では、平日に休んだ日数は、市全体の平均で一月あたり四・二日、目標達成できています。土・日等の休業日は、月二回以上、行わない日を設けることを目標としています。前述の調査によれば、土日・祝日に休んだ日数は、一月あたり五・二日

で、十分に達成できています。

顧問については、生徒の部活動に立ち会い、直接指導することを原則としています。どの部活の担当かは、年度初めの職員会議で話し合つて決定します。やむを得ず専門性のない部活担当の場合は、複数で担当したり、外部指導者をお願いしています。

外部指導者としては、県の事業のいきいき運動部活動支援員を那波中学校に一名配置し、他にボランティアで那波中二名、双中八名、矢中に二名の方が指導に来てくださっています。

**問** 部活動で経験したことは、今後の生き方に大きく影響を与えます。今後ますます少子化が進み、生徒数に合わせた部活動を設定しようとする、部活動の数は減少し、子ども達の選択の幅をせばめる。現在の部活動の状況を伺います。

**答** 部活動は、スポーツや文化などに親しみ、学習意欲の向上、責任感・連帯感の涵養や、互いに協力し合つて友情



女子バレーボール部 (矢野川中学校)

を重ねて、生徒にとってバランスのとれた生活や成長につながるよう実施に努めていきます。

・防災について  
・学校におけるがん教育について

うしろだ まさのぶ  
後田 正信

**問** 今年度に改訂する、地域防災計画は四年経過しておりますが現時点で、計画に沿って実施されている計画、出ていない計画、遅れている計画がないのかお尋ねします。

**答** 地域防災計画では、五の目標を設定し、具体的な施策には、実施項目、実施期間を設定しています。主なものでは、「住民と協働による防災力の向上」では、防災訓練や講演会・広報紙への掲載などを通して啓発を行い少なからず防災知識や心得の普及がはかられたと思いますが、事業所への防災意識の啓発・向上等については十分な取り組みができていなかったと考えます。

また、「災害に強いま

ちづくり」では避難所である防災拠点の小学校に防災備蓄倉庫を整備しました。

また、耐震性の確保では、庁舎を初め道路、橋りょう等末耐震施設への耐震化を進める必要があると考えますが、財源調整も必要のため計画的に実施していきたいと考えています。

**問** がん対策推進基本計画の中のがん教育普及啓発の現状として、健康については、子どもから教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防を含めた健康教育に取り組んでいる。

しかし、がんそのものや、がん患者に対する理解を深める教育が不十分であることが指摘されています。相生市におけるがん教育の現状の取り組みについて伺います。

**答** 現状では、特別に取り上げた指導は行っていないませんが、小学校六年生、中学校三年生では健康な生活と疾病予防について、またがんを代表とする生活習慣病につ

いても理解を深めるよう指導を行っています。

**問** 健康と命の大切さについて学ぶという視点からも、医療専門家や闘病経験者を招いての出前授業や教職員の研修などを検討するべきと思われませんが、考えをお聞かせください。

**答** 今後、県教育委員会主催の研修会が実施される予定です。保健主事、養護教諭の学校保健関係者が参加し、各学校において伝達講習などを行い、この教育の普及に努めていくこととします。

また、がん予防につながる指導が充実し、効果的にがん教育が実施できるよう文科省が作成したがん教育教材、指導案、教育ガイドライン等を活用し指導を研究していきます。

また、既に、命を大切に教育の取り組みとして、昨年出前授業の形態で実施しており、児童・生徒の心に残る学習を行い成果を上げており、今後は、同様に、がん教育についても外部講師の活用について研究をし、家

庭にがん患者、関係者がいる児童・生徒への配慮もしながら進めていきたいと考えています。

日常生活改革に基づく公立市民病院の運営について  
岩崎 修  
おさむ  
いわさき

**問** 来年度から要支援者の訪問・通所介護が介護保険給付から外され、新総合事業に移行します。事業内容、実施体制について、伺います。

**答** 介護予防・生活支援サービス事業として、現行のサービスを移行するとともに、現在実施しているミニデイサービスや配食サービス等は、新しい総合事業として提供できるように事業内容を調整していきます。また、緩和した基準によるサービスは、介護保険事業所等がサービス提供の意向を示されており、新たなサービスに組み込むことを検討していきます。

実施体制は、既存の介護保険事業所等での実施

で検討しています。

また、シルバー人材センターの生活支援サービスを社会資源として活用させていただき適切なケアマネジメントにつなげられたらと考えています。

一般介護予防事業は、いきいき百歳体操の普及を中心に事業を進めていきたいと考えています。

**問** 総務省の新公立病院ガイドラインは、県の地域医療構想を踏まえた役割の明確化を公立病院改革プランに加えました。このガイドラインに基づく相生市民病院改革プランの策定の考え方について、伺います。

**答** 県の地域医療構想案では、将来の必要病床数について、西播磨医療圏域では、急性期が過剰、回復期等が不足と推計されています。このことから将来的には急性期から回復期への転換、また、空床の施設転換などの検討が必要であると考えています。

**問** 文科省は、年間八千件という組体操の負傷事故の多発を受けています。



組体操（那波中学校）

け、確実に安全な状態で実施出来るか判断し、安全な状態で実施できない場合には実施しないなどとする異例の通知を都道府県教育委員会に行いました。

また、この通知を受け県教委は、事故防止を最優先にした指導を求めています。これら文科省通知や県教委の方針を踏まえた対応について、伺います。

**答** 市教委としても同様の考えに基づき、各学校において校長の責任のもと組織的な指導体制を構築し、児童・生徒の体力等の状況を踏まえ段階的、計画的な指導を行い、活動内容に応じた安全対策を確実に講じるよう徹底しています。

四月に各学校に周知、事故防止を最優先にした指導を指示しており、夏季休業中には、体育担当者研修会や初任者研修会において指導方法の研修を行っています。

さらに実施にあたっては、全教職員で指導方針について共通理解を図ったうえで、児童・生徒の実態に合った内容を見定め、指導ポイントを示した資料、安全に演技ができるように演技図や配置図を作成するとともに、練習中を含めた補助体制を確認しながら進めていきます。



・避難所について  
・ジェネリック医薬品について

もりした たかはる  
森 下 高 明

**問** 自助、互助、共助、公助の意識付けが大切で、市民は被災後、公助の部分でどれくらいの支援を受けられるかを知ることによって避難生活を送ることができるとい

よう。とくに、身体にハンディキャップを負った人たちが避難生活を送るとき、できるだけ不自由を感じない環境整備が必要であると感じますが、バリアフリーやトイレの整備状況をお伺いします。

**答** 第一次避難所が八箇所、第二次避難所が八箇所、第三次避難所が二十二箇所ある中で、出入り口がバリアフリーになっているのが二十三箇所、身障者トイレがあるのは二十一箇所です。バリアフリーについてはほぼクリアしています。トイレに関しては、仮設トイレ、室内設置可能な簡易トイレ、吸収シート

や凝固剤で固める携帯トイレなどを備蓄して、条件に応じた災害用トイレを使用するように考えています。

身近な避難施設として地域の集会所を二時の避難所として、使っていただけのような方法を模索し、広めていきたいということは考えています。

また、避難所を見直すとき、健常者を中心にして考慮してきたように思います。今後は災害弱者に対する視点から検討していきたいと考えています。

**問** 近年の国民医療の動向を見ますと、医療技術の進歩、高齢化等により今後も医療費の上昇が見込まれる中、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療を確保した上で、効率化できる部分は効率化を図ることが重要です。

ジェネリック医薬品の使用を促進することによって、一つに、患者さんの薬剤費の自己負担の軽減、二つに、医療の質を落とすことなく医療の効率化（医療費の削減）を図ることが可能となるた

め、厚生労働省はジェネリック医薬品の使用促進に積極的に努めると発表しています。そこで相生市民病院の考え方を伺います。

**答** 当院のジェネリック医薬品の採用についての考え方としては、患者さんの医療費負担の軽減につながるから、患者さんの申し出があり対応可能なジェネリック医薬品がある場合は、できる限り対応することとしています。ジェネリック医薬品の中には薬効が悪かったり、添加物アレルギーが出現するなどの例が見受けられたり、メーカーからの臨床効果の評価判定が十分なため、医師、薬剤師も自信をもって勧められない状況があるとの報告もあります。

これらのことから、一概にジェネリック医薬品が安くて良いということだけではないと考えていますので、最終的には医師の判断になりますが、患者さんとの問診の中で採用の可否を慎重に判断しているところです。

・ヤマビル対策について  
・矢野川的环境汚濁について

たなか ひでき  
田 中 秀 樹

**問** ヤマビル対策についてお伺いします。ヤマビルとは、陸にすむヒルで吸血性のヒルとしては日本本土では唯一の陸生ヒルです。相生市でもその活動範囲が広がっています。被害の実態調査及び被害範囲を把握されているのかどうかお伺いします。

**答** ヤマビルの被害実態については、主に猟友会、森林組合の従事者や地元農会長等から被害情報を受けています。被害実態調査については、状況把握のための被害実態調査を実施するよう検討します。また、被

害範囲については若狭野町内でも被害情報があることから、かなり南下してきているものと思われるます。

**問** ヤマビルの被害対策についてお伺いします。具体的なヤマビル被害防止策、例えば注意喚起の看板の設置とか被害に遭ったときの対処方法の周知が必要と思いますが、具体的な案等お示ください。また、今後の取り組みについてお伺いします。

**答** ヤマビルの生息域が拡大している中、注意喚起の周知を図ることには必要であり看板の設置をしたいと考えています。被害の際の対処方法については、ホームページへの掲載等検討していきます。

今後の取り組みについては、鹿や猪に寄生してヤマビルの被害域も拡大していると思われるため、鹿や猪の捕獲強化を図ることが重要な拡散防止策になるものと考えています。

**問** 矢野川的环境汚染についてお伺いします。具体的には、矢野町



ヤマビル

北部の黒蔵地区でメガソーラー建設工事が行われていますが、雨が降った後、矢野川が濁水により農業に全く使用できない状態が発生しています。市の「相生市民の住みよい環境をまもる条例」があります。取り組み姿勢をお伺いします。

**答** 矢野川の環境汚濁については、矢野町で開催しましたコスモストークでもご意見を伺いし、翌日に西播磨県民局長、県の職員、矢野町連合自治会関係者の皆様と矢野川の現地視察を行いました。その後西播磨地域づくり懇話会の席上、県知事に対して地域住民が不安を抱き非常に困っている、林地開発を許可する立場の県からも強いご指導をお願いすると要望し、知事からは業者に対し対策工事を実施するよう強く指導すると御回答をいただいています。

市民憲章にうたっている矢野川の清流を守るため、県に対してしっかりと対応をしていただくよう連携を図っていきます。

**問** 今後の対策として、事業者及び県との対応をお伺いします。

**答** このたびの泥水は造成工事による濁水が明らかであり、業者の取り組む濁水防止策を注視し県に対して業者指導を引き続き行っていたべくよう要望していきます。

・矢野川の河川管理について  
・有害鳥獣対策について

まよ 正 哉  
あぐち 阪 口

**問** 矢野川の河川管理について、現状管理対象区域の四千八百二十メートル（若狭野地区）の管理はどのような役割分担でされているのか。

**答** 二級河川である矢野川については県から経費二分の一の委託金を受け、年二回の除草等の美化活動を行っており、県は河床の洗掘箇所について根固め工法を実施し、土砂の堆積による河積の阻害箇所は、浚渫など施設の保全に努めています。

**問** 維持管理の中で問題点となる事項は何かあるのか。また、あればそれについての対応はどのようなしているのか。

**答** 近年は河床の深掘れや土砂堆積の箇所が増えていること、河川区域内の樹木が成長してきていることなどがあり、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に維持管理費が増えることが考えられます。が、浸水被害から地域の生命と生活を守るため、財政的に厳しい状況でありますが、予算確保に努めることが必要であると考えています。

**問** 今後の維持管理の取り組みについては、県、地元自治会等にはどのような対応をしていくのか。

**答** 巡視、点検により異常の早期発見に努めるため、必要に応じて伐採、浚渫等の適切な対応を講じ河川愛護活動を継続的に行うよう努めます。

**問** 若狭野管理区域の四千八百二十メートルについて全体観をつか

むためにも、県、自治会、市との三者懇談を行い中長期的な計画を立てていきたいと考えており、十月末をめどに実現したいと考えています。いかがですか。

**答** 当面は、行政内部で調整を行い必要であれば、お伺いをし、実現させたいと考えています。

**問** 有害鳥獣対策について、現在対策として試行されています。矢



矢野川護岸

野町二木、若狭野町若狭野での効果はどうなのか。

**答** 山裾に設置している柵の機能強化を図る目的で実施していますが、百%の効果が出ていないと現状では言えませんが、効果が認められた場合には、早急に他地区への普及促進をしてまいりたいと考えています。

**問** 矢野町の小河自治会では自分たちの集落のためにの捕獲免許をとの話を聞いているが内容をお伺いします。

**答** 矢野町小河自治会でお話は承知しています。特に捕獲免許に対する助成制度については、近隣市町においても助成制度を取り入れている自治体もあることは承知しており、当市においても検討すべき内容であると考えています。



平成28年第4回（9月）定例会の議決結果議員別の賛否

【賛成 ○ 反対 ×】

議案等番号	議案等の名称	議決結果	森下高明	中野有彦	宮艸真木	田中秀樹	阪口正哉	後田正信	渡邊慎治	岩崎修	大川孝之	前川郁典	吉田政男	楠田道雄	三浦隆利	角石茂美
報告第5号	平成27年度相生市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	了承	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第46号	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第47号	市道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第48号	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第49号	相生市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第50号	（仮称）ペーロン海館艇庫棟及び揚艇施設建設工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第51号	相生市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第52号	平成28年度相生市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第53号	平成28年度相生市介護保険特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第54号	教育委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長のため、表決には加わりません。

【議員名は議席順です】

委員会の審査から

民生建設常任委員会  
（八月二十五日開催）

「空家等の対策について」は委員より、平成二十八年度からの新規事業について、新たな動きは何かあるのかとの質疑があり、国の補助制度等について、個人給付を言え新たな制度がいくつか出てきている。ただ、今年度に入ってから制度決定されたものも多く、市としては、今後、市民への周知や予算措置について進めていきたいとの説明がありました。

次に委員より、検討案の中に、空家解体費用を金融機関で借り入れした場合の利子補給制度を挙げているが、所得がななく借金ができない者にはどのように対応するのかとの質疑があり、利子補給制度は、解体費用を一括して捻出できない者が融資を受け危険空家等を撤去する場合の支援策であるが、所得や資金がない方については対応でき

ず、親族等を徹底的に調査し対応をお願いすることになる。また、相続放棄等を含め所有者側の対応が困難な場合は、状況により行政代執行も考えうるとの説明がありました。

次に委員より、空家等管理業務委託については、どのようにして料金設定をしているのか。特に空家敷地の除草料金が一時あたり二千元というのが高いのではないかと質疑があり、同業務は、空家の管理代行サービスとしてシルバー人材センターが行うもので、料金も同センターが通常行っている他の業務を参考に独自で設定している。また、敷地の草刈りには、刈り取った草の処分費が含まれていると思われるとの説明がありました。

次に委員より、空家等の除却処分後の土地を地域団体が活用する事業を検討する中で、自治会等が土地の所有権を持つことを前提としているが、現在、自治会所有の不動産においては相続等により権利者が増大していることが課題となってい

る。その点どのように考  
えているのかとの質疑が  
あり、本事業は、NPO  
や認可地縁団体等の法人  
格を取得した自治会等を  
対象としており、法人と  
して土地を所有し不動産  
登記をすれば、そのよう  
な問題は該当しないとの  
説明がありました。

**総務文教常任委員会  
(八月二十六日開催)**

「地域創生（進行管理）  
について」は、委員よ  
り、KPIとして婚姻  
率を設定しているが、そ  
の率を算出する人口と婚  
姻届件数はどうかとの質  
疑があり、平成二十六  
年度の婚姻率二・九七は人  
口三万七百人、婚姻届  
百二十二件、平成二十七  
年度の婚姻率三・八七は  
人口三万四千九十一人、  
婚姻届百十八件であり、  
KPIとなる平成三十  
一年度の四・八は、人口を  
二万九千二百人、婚姻届  
百四十件としているとの  
説明がありました。

の質疑があり、幼稚園に  
おいては新たに二名、ま  
た小学校においては三名  
の専属の外国人講師を配  
置し、進めている。事業  
全体についても大学教授  
よりアドバイスを得ると  
ともに、保護者向けの講  
演会や教職員の研修会を  
通じて、この取り組みの  
広がりや趣旨の理解を深  
めるよう進めているとの  
説明がありました。

との説明がありました。  
次に委員より、これま  
で、調整区域内では企業  
進出もできない事例が多  
くあり、調整区域の見直  
しを行った先進地も視察  
に行った。市の将来にと  
つて、今、一番やるべき  
ことは土地利用をしっかりとやることであるが、  
やる気があるのか、ないのかとの質疑があり、調  
整区域内での土地利用は  
個別に県と調整しながら  
打開できると思ってい  
る。やる気はあるが、い  
ろいろな規制のなかで難  
しい状況にあるとの説明  
がありました。

れた十三事業の考え方  
と今年度に新たな事業の  
見直しをする明確な方針  
はあるのかとの質疑があ  
り、十三事業の選定につ  
いては、百万円以上の市  
単独事業のうち活性化事  
業を含めた三十八事業の  
中からこの十三事業を重  
点的見直し事業として決  
定し、平成二十八年度か  
ら、そのうち九事業を見  
直している。

あるとの説明がありまし  
た。

**九月議会で  
決まったこと**

【報 告】  
◇平成二十七年相生市  
健全化判断比率及び資  
金不足比率の報告につ  
いて  
・地方公共団体の財政の  
健全化に関する法律に  
基づき、「実質赤字比率」  
「連結実質赤字比率」は、  
実質収支が黒字のため該  
当なし。「実質公債費比  
率」「将来負担比率」は、  
早期健全化基準以下であ  
る。また、公営企業に係  
る「資金不足比率」につ  
いても、各会計に不足が  
生じていないため該当な  
しとの報告を受けまし  
た。

【条 例】  
◇相生市農業委員会の委  
員等の定数に関する条  
例の制定について  
・農業委員会等に関する  
法律の改正により、農業  
委員会の委員及び同法に  
より新設される農地利用  
最適化推進委員の定数に  
ついて、定めるものです。

【予 算】

- ◇平成二十八年度相生市一般会計補正予算
- ◇平成二十八年度相生市介護保険特別会計補正予算

・補正の主なものは、認知症高齢者グループホーム整備に対する補助金、個人番号カード関連事務に係る市負担金、ふるさと応援寄付者増による寄付額等の積立金、保育所等に対する保育システムやカメラの設置に対する補助金などです。

- ◇市道路線の廃止について
- ◇市道路線の変更について
- ◇市道路線の認定について

【事件案件】

- ◇市道路線の認定について

・那波丘の台土地区画整理事業及び開発行為に伴う道路整備により廃止・変更・認定を行うものです。

- ◇相生市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の変更について

・一部の地域において、電波伝搬調査等の結果、屋外拡声子局の増設が必要となったことから、工

事請負契約を変更するものです。

- ◇（仮称）ペーロン海館艇庫棟及び揚艇施設建設工事請負契約の締結について

・（仮称）ペーロン海館艇庫棟及び揚艇施設建設工事の工事請負契約を締結するものです。

【人事】

- ◇教育委員会の委員として次の方の任命に同意しました。

相生市那波本町七番一号  
相生市若狭野町下土井  
萩原 喜樹 さん  
西田 香子 さん

決算審査特別委員会の設置について

平成二十七年各会計歳入歳出決算の状況を審査するため、特別委員会が設置されました。

委員は、次のとおり選出されました。

委員長	楠田 道雄
副委員長	阪口 正哉
委員	森下 高明
委員	後田 正信
委員	大川 孝之
委員	角石 茂美

議会活動状況

<8月>

- 10 議会報第 122 号発行
- 25 民生建設常任委員会
- 26 総務文教常任委員会  
議会報告会検討委員会
- 30 議会運営委員会

<9月>

- 6 本会議 開会
- 7 本会議 再開
- 8 民生建設常任委員会
- 9 総務文教常任委員会  
議員全員協議会
- 15 本会議 閉会  
決算審査特別委員会
- 20 議会報編集委員会

<10月>

- 5 決算審査特別委員会
- 6 決算審査特別委員会
- 13 群馬県大泉町議会行政視察来相  
岩手県大船渡市議会行政視察来相
- 18~20 民生建設常任委員会行政視察  
(長崎県長崎市、佐賀県佐賀市)
- 24 議会報編集委員会
- 25~27 総務文教常任委員会行政視察  
(富山県滑川市、石川県野々市市)

<11月>

- 26 市町正副議長研修会 (神戸市)
- 31 沖縄県うるま市議会行政視察来相
- <11月>
- 1 山形県上市市議会行政視察来相
- 2 東京都渋谷区議会行政視察来相
- 7 宮崎県西都市議会行政視察来相
- 8 広島県尾道市議会行政視察来相
- 8 秋田県議会行政視察来相
- 9 北海道岩見沢市議会行政視察来相  
山形県川西町議会行政視察来相

●相生市議会だよりは再生紙を使用しています。

第1回議会報告会を開催します。

このたび、相生市議会は、より市民の皆様へ信頼される開かれた議会を目指し、日ごろの議会活動や取組状況を報告するとともに、皆様から議会活動や市政に対するご意見等を伺う議会報告会をはじめ開催いたします。

とき 平成29年1月29日(日)  
午前10時30分～12時00分

ところ

相生市文化会館  
扶桑電通なぎさホール(中ホール)

内容

- ・議会基本条例について
- ・平成28年12月定例会議案の委員会の審査結果について
- ・意見交換会

※事前に申し込む必要はありません。  
皆様のご来場を、心よりお待ちしております。

平成28年度支出明細(H28.9.30現在)

区分	件数	金額(円)
慶弔費	4	46,000
渉外賄関係	1	5,000
その他	3	17,800
合計	8	68,800

平成28年度予算額  
300,000円

議長交際費の執行状況について

相生市議会では、開かれた市議会をめざして、議長交際費の執行状況を公開いたします。

☆詳しくは、市議会ホームページ(※)をご覧ください。

※ <http://www.city.aioi.lg.jp/site/gikai/>